

亀山市教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年1月23日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第3号

亀山市教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則

亀山市教育委員会に対する事務委任規則（平成17年亀山市規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第22条に規定する事務のうち、市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務の一部を亀山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に委任する。 〔（1） 略〕 （2）教育委員会に配当された予算に基づき支出負担行為及び支出命令をすること。ただし、契約に関する事務を財務課が行うもの、 <u>1件500万</u>	地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第22条に規定する事務のうち、市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務の一部を亀山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に委任する。 〔（1） 略〕 （2）教育委員会に配当された予算に基づき支出負担行為及び支出命令をすること。ただし、契約に関する事務を財務課が行うもの <u>及び1件500</u>

円（公有財産の取得に関するもの  
あつては、150万円）以上のもの  
及び公共料金明細サービス（口座引  
落としをする公共料金等について債権  
者の請求情報を事前に確認できるサ  
ービスをいう。）を利用して支払う  
ものを除く。

[ (3) ~ (5) 略 ]

万円（公有財産の取得に関するもの  
にあつては、150万円）以上のもの  
を除く。

[ (3) ~ (5) 略 ]

備考 表中の [ ] の記載は注記である。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。